

# 一般財団法人千葉県まちづくり公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(平成23年4月1日施行)

改正 令和6年3月18日評議員会議決 令和6年4月1日施行

(目的及び意義)

**第1条** この規程は、一般財団法人千葉県まちづくり公社定款（以下「定款」という。）第17条及び第35条の規定に基づき役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち一般財団法人千葉県まちづくり公社（以下「公社」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条により置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第3条** 公社は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤理事には、通勤手当を支給する。支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする一般財団法人千葉県まちづくり公社職員給与支給規程（以下「職員給与規程」という。）に準ずる。
- 4 非常勤役員及び評議員には、公社の評議員会及び理事会に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬及び費用を支給する。ただし、職務の態様から月額報酬を支給することが適当と認められる場合には評議員会の承認を得て月額報酬とすることができる。
- 5 役員等には、賞与及び退職金を支給しない。ただし、職員出身の役員が退任した場合にあっては、60歳に達した年度の末日までの在任期間について職員の例により退職金を支給す

る。

(報酬額の決定)

**第4条** 会社の常勤役員の報酬月額、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第1常勤役員報酬表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は報酬表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2 非常勤役員の報酬の額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、1日につき30,000円とする。

3 評議員の報酬の額は、定款第17条に定める金額の範囲内において、1日につき30,000円とする。

(費用)

**第5条** 役員等がその職務の執行に当たって負担した交通費、旅費等の費用の額については、別に定める職員を対象とする一般財団法人千葉県まちづくり公社旅費支給規程を斟酌して理事長が別に定める。

(報酬等の支給方法)

**第6条** 常勤役員の報酬等の支給日、支給方法等支給に関する詳細は、職員給与支給規程に準ずるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は現金により支給する。ただし、報酬月額により支給される非常勤役員及び評議員の報酬等については、前項に準ずるものとする。

(日割計算)

**第7条** 新たな常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、最終的な計算結果に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てる。

(公表)

**第8条** 会社は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第9条** この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるも

のとする。

#### 附則

- 1 この規程は、一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人千葉県まちづくり公社役員報酬等支給規程は、この規程の施行の日に廃止する。
- 3 常勤役員の報酬は、この規程の施行の日から令和6年3月31日までの間、第4条第1項の規定にかかわらず同項の規定による報酬から100分の8に相当する額を減じた額とする。

#### 附則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1

## 常勤役員報酬表

(単位:円)

号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額	号給	月額
1	500,000	11	600,000	21	700,000	31	800,000	41	900,000	51	1,000,000
2	510,000	12	610,000	22	710,000	32	810,000	42	910,000		
3	520,000	13	620,000	23	720,000	33	820,000	43	920,000		
4	530,000	14	630,000	24	730,000	34	830,000	44	930,000		
5	540,000	15	640,000	25	740,000	35	840,000	45	940,000		
6	550,000	16	650,000	26	750,000	36	850,000	46	950,000		
7	560,000	17	660,000	27	760,000	37	860,000	47	960,000		
8	570,000	18	670,000	28	770,000	38	870,000	48	970,000		
9	580,000	19	680,000	29	780,000	39	880,000	49	980,000		
10	590,000	20	690,000	30	790,000	40	890,000	50	990,000		